

令和元年度 高畠町中山間地域等直接支払交付金制度実施状況

1. 基準別対象農地

		急傾斜			緩傾斜			計
		田	畑	草 地	田	畑	草 地	
8 法内	面 積	162,396	0	0	55,204	18,317	0	235,917
	交付額	3,410,316	0	0	441,632	64,109	0	3,916,057
8 法外	面 積	0	34,034	0	0	0	0	34,034
	交付額	0	313,112	0	0	0	0	313,112
合 計	面 積	162,396	34,034	0	55,204	18,317	0	269,951
	交付額	3,410,316	313,112	0	441,632	64,109	0	4,229,169

二井宿地区、和田地区は8法内、屋代地区は8法外

2. 締結集落協定の概要

		対象面積 (㎡)			交付金額 (円)	参加農家数
		田	畑 (果樹園含む)	草 地		
二井宿	青井流し	12,106		0	210,767	2
	田 沢	71,977		0	1,511,517	22
和 田	海 上	133,517	18,317	0	2,193,773	8
屋 代	夜打ヶ作山		17,162	0	157,890	3
	姥ヶ作山		16,872	0	155,222	5
合 計		217,600	52,351	0	4,229,169	40

3. 農業生産活動等として取り組むべき事項

1 農用地に関する事項

※ ○・・・実施項目

項目 \ 集落協定名	青井流し	田 沢	海 上	夜打ヶ作山	姥ヶ作山
耕作放棄されそうな農用地については、集落内外の担い手農家や第3セクター等による利用権の設定等や農作業の委託を行う。		○	○		○
既耕作放棄地を協定農用地に含めない場合には、協定農用地に悪影響を与えないよう草刈り、防虫対策等の保全管理を行う。			○		
協定農用地への柵、ネット等の設置等により鳥獣害防止対策を行う。				○	
農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検を行う。	○	○	○	○	○
協定農用地における農業生産活動が維持されるよう担い手を確保する。	○				
作業道の設置、排水改良等簡易な基盤整備を行う。	○	○	○		
その他（土地改良事業、災害復旧及び地目変換（田から畑等へ）等）				○	

2 水路・農道等の管理方法

項目 \ 集落協定名	青井流し	田 沢	海 上	夜打ヶ作山	姥ヶ作山
水路（水路清掃・草刈）	7月・10月	6月・7月・8月・9月	5月・7月	5月・7月・9月	
農道（簡易補修・草刈）	7月・10月	6月・7月・8月・9月	6月	5月・7月・9月	7月
その他	1月	8月	6月		

3 多面的機能を増進する活動

※ ○・・・実施項目

項目 \ 集落協定名	青井流し	田 沢	海 上	夜打ヶ作山	姥ヶ作山
農地と一体となった周辺林地の下草刈り等を行う。		○	○	○	○
景観作物を作付する。			○		
堆きゅう肥の施肥、拮抗植物の利用、アイガモ、鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物作付け等を行う。	○	○		○	